

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

こころをつなぐ
想いをつなぐ

まどか
円満相続
情報マガジン



2019年夏
第9号

「まどか」第9号発行に寄せて

日頃は、埼玉県相続サポートセンターをご利用いただき、誠にありがとうございます。代表理事を務めます高田茂でございます。改めまして、ご愛顧頂いております皆様に心底より感謝申し上げます。

さて、早いもので、相続相談の窓口を開設いたしましてから10年が経過いたしました。今日までの間に2,192件を超えるご相談に預かり、実際に報酬を頂き、各分野専門家の協力の下、コンサルさせていただきました件数は285件に及びます。

その都度、度々、お客さまから感謝の声を頂きました。それは、家族にとって、大変大きく重要な財産を扱うことになり、慎重になりがちな上に、相続・贈与などの分野は大変難解なので、専門的知識を持った各専門家の助言を基に正しく実行しないと齟齬をきたすからです。また、ただ黙々と過ごして、機会を逸した場合とでは雲泥の差があります。加えるに、家族での考えの行き違いから争いに見舞われることもしばしばです。家族同士でいがみ合う姿は極力避けたいもので、事前での十分な話し合いが重要です。

私どもは豊富な経験から、お客様のお話を十分伺い、懇切丁寧に対応し、助言をして結論を導き出します。

是非この機会にご利用いただけることを願っております。

相続・贈与に関しましては、本年も改正の年にあたり、平成30年12月14日に平成31年度の税制改正大綱が公表され、実際には令和元年7月1日より施行されました。税制改正大綱のポイントだけ上げますと、

1. 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設
2. 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設
3. 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し
4. 教育資金の一括贈与非課税措置の延長・見直し
5. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の延長・見直し
6. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和
7. 成人年齢引き下げに伴う相続税の改正
8. 空き家の譲渡所得に係る3,000万円特別控除の要件見直し
9. 配偶者居住権の評価方法の新設

となります。

正しい知識への理解がスピーディで円満な相続・贈与へと導きます。当法人では、「相続セミナー」を定期開催しておりますのでご利用ください。

また、産業経財省の肝いりで要件が大幅緩和された事業承継税制は中小・零細企業を相続の痛みから救う目玉となっております。個人に拘わらず、ご法人をお持ちの場合は、事業承継の事も併せ、ご相談ください。

最後に、令和元年にあたり、当法人のホームページを解り易く刷新いたしましたのでご利用ください。



令和元年8月吉日

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
代表理事 高田 茂

知っておきたい相続の基礎知識

- P2 「相続Q&A①」 (レインボーニュース 2019年8月掲載)
- P3 「相続Q&A②」 (レインボーニュース 2018年11月掲載)
- P4 「相続Q&A③」 (レインボーニュース 2018年12月掲載)
- P5 「相続Q&A④」 (レインボーニュース 2019年1月掲載)
- P6 「相続Q&A⑤」 (レインボーニュース 2019年2月掲載)
- P7 「相続Q&A⑥」 (レインボーニュース 2019年4月掲載)
- P8 「相続Q&A⑦」 (レインボーニュース 2019年5月掲載)
- P9 「相続Q&A⑧」 (レインボーニュース 2019年3月掲載)

相続最前線！TOPICS

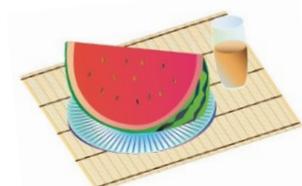
- P10 家族信託で不動産オーナーの問題を解決

弁護士が語る「相続の現場」

- P12 弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「民法改正その1」
- P14 弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「民法改正その2」

お知らせ

- P16 セミナー・無料相談会 開催実績・予定
- P17 Information ～無料相談会・セミナー 開催のお知らせ～
- P18 一般社団法人埼玉県相続サポートセンター スタッフ紹介
- P20 編集後記



令和元年の路線価発表！

7月1日に発表された今年分の路線価、みなさんはもう確認されましたか？路線価は道路に面する土地1平方メートル当たりの1月1日時点の価格で、その年の相続税や贈与税などの税額を算定するうえで基準となる指標です。

2019年分の路線価は全国平均で昨年比1.3%のプラスとなり、4年連続で上昇しました。上昇率は昨年の0.7%プラスからの拡大となり、この4年で最も高い結果となっています。

路線価日本一は今年も、東京都中央区銀座五丁目の「鳩居堂」前で、1平方メートル当たり4,560万円。昨年比2.9%のプラスとなりました。過去最高だったバブル直後1992年の路線価3,650万円を2017年に超えて以降、3年連続で最高額を更新しています。ただ上昇率は昨年の9.9%プラスからするとゆるやかになり、一服感が出てきているようです。

都道府県別の路線価では、19都道府県で上昇。首都圏では、東京で4.9%、千葉で1.0%、神奈川で0.9%、埼玉で1.0%のプラスとなり、堅調な上昇を続けています。

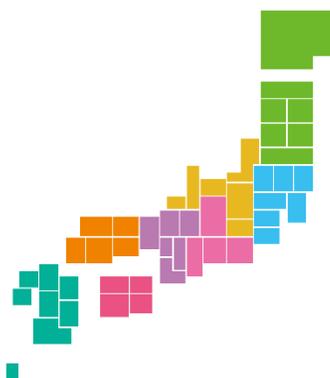
上昇率が最も高かったのは沖縄の8.3%で、好調な観光需要が押し上げの要因となりました。下落したのは27県となり、地方でも集客力のある観光地域や交通の利便性が高い地域では上昇傾向がみられる一方で、それ以外の地域では下落傾向にあり、地方の二極化傾向は依然として続いています。

埼玉県内の路線価は、昨年より平均1.0%プラスとなり6年連続で上昇。上昇率も昨年の0.7%より拡大しました。税務署別の最高路線価は県南部を中心に10署で上昇し、横ばいは5署。昨年下落の秩父署が4年ぶりの横ばいとなり、埼玉県内は4年ぶりに下落地点がゼロとなりました。

埼玉県内の路線価トップは、大宮区桜木町2丁目の「大宮駅西口駅前ロータリー」で1平方メートル当たり370万円。昨年の330万円より40万円増額し、12.1%の上昇となりました。新幹線による各方面への利便性とオフィス需要が高いことが牽引し、平成4年分以降、28年連続で県内トップです。

浦和区は高砂1丁目の「浦和駅西口駅前ロータリー」で1平方メートル当たり168万円となり、昨年の152万円より増額しました。上昇率も10.5%のプラスとなり、昨年の7.0%から拡大しました。

新しい路線価が発表されたこの時期は、ご自身の資産の相続税評価額を見直す良い機会です。不動産を今後どのように維持していったらよいか、いつか迎える相続についてどのように対策したらよいかを考えるには、まずは不動産の価値を試算し、現状を把握することが第一歩です。埼玉県相続サポートセンターでは無料で相続・不動産のご相談を受けております。どうぞお気軽にお電話下さい。



子供にご主人の遺産を相続させる前に

弊社へのご相談で以前より増えてきたのが、遺産分割対策や相続税対策といった相続の準備についてです。相続はテレビや新聞、セミナーなど各方面で取り上げられていますが、経済誌では今年も家族が集まるお盆の時期には「相続」の特集が組まれていました。幅広い世代の目に触れる機会が増えたことで、タブー視されがちな「相続」について、家族の中でも話し合いやすくなってきたようです。

家督相続から均分相続への移行、税制改正等を経て、いまや「相続」は資産家だけではなくサラリーマン世帯にとっても身近な問題です。相続の準備をする際は、家族の中だけの問題にせず、専門家の手を借りながら、正しい知識と客観的な意見も取り入れて進める必要があります。

それでは今回は、ご主人にご相続が発生したときの遺産分割の考え方について、事例を交えてお話しします。

Aさんは、3人の子は皆すでに所帯を持ち、ご主人と二人暮らし。Aさん夫婦は苦労して購入した自宅を含め、築き上げた財産は長男に相続させ、代々守っていつてもらいたいと考えていました。長男自身も、将来は自分が実家を継ぎ、両親が高齢となれば面倒をみていこうと考えており、結婚後は実家近くの賃貸マンションに住んでいました。ご主人が闘病の末に亡くなり、Aさんはおひとりになられたことを機に、長男夫婦を呼び寄せ同居することにしました。自分も年を重ねてきたし、今後のことはすべて長男に任せようと、Aさんは自宅を含むご主人の遺産の大半を長男に相続させ、ご自身は何も相続されませんでした。離れて暮らす長女と次女へは幾ばくかの預貯金を渡し、ご主人の遺産分割を終えられました。

今回の遺産分割で、将来懸念されることはないでしょうか。たとえば同居する長男夫婦との折り合いが悪くなったとき、Aさんは長男名義となった家で肩身の狭い思いをすることになるかもしれません。Aさんが自由に使える資金がわずかな預貯金と年金のみというのも、これからの老後の生活を考えると心許ないですね。

ご主人の遺産は、まずは奥様の住まい、生活費、老後の資金として確保すべきものです。そのうえで余剰があれば、老後の面倒を引き受けてくれる方に財産を遺すよう方策をとるべきでしょう。二次相続時の相続税の負担を考慮して、奥様ではなく子にある程度の財産を取得させる場合でも、最優先で考えるべきはいかに税金の負担を減らすかではなく、奥様の生活の本拠である自宅と、生活資金の確保です。

また、遺産分割での些細な気持ちのすれ違いが、あとあとの家族関係に影響することもあります。取得する財産が少ない長女と次女の気持ちを十分配慮したうえで、遺産分割を進めることも大切です。

自分亡き後に奥様がつつがなく暮らしていけるように、また遺産分割協議を経ずに財産を渡せるよう、遺言を作成しておくことが望ましいですね。

改正相続法レポート① 「自筆証書遺言の方式緩和」

2018年7月に相続法が大きく改正され、配偶者の居住権関係や遺言保管制度等、相続制度が抱えてきた課題への対処が進められました。そのうち「自筆証書遺言の方式緩和」については、2019年1月13日から施行されています。そのポイントと注意点について確認しておきましょう。

改正前の自筆証書遺言については、遺言者自身が全文、作成した日付、氏名を自書し、押印することが必要でした。不動産等の財産が多い方は特に、全部を書くというのはかなりの労力がいりますし、要件のうち一つでも満たされていないものがあると、遺言書としての効力はありません。

自筆証書遺言は自分一人で作成できる、作成費用がかからない、いつでも自由に書き直すことができるといったメリットがあります。その反面、苦勞して全文を書き上げたにもかかわらず、法的不備や物件等の財産を特定できないといった理由で遺言が無効となったり、後日トラブルが起きたりといった思わぬ事態を招くこともあります。

そこで今回の改正では、遺言の利用を促進し相続の紛争を防止する観点から、自筆証書遺言の方式緩和が行われました。ポイントは、「財産目録については自書を要しない」という点です。財産目録の部分のみの改正ですが、具体的には以下の通りです。

- ・財産目録をパソコン等で作成して遺言に添付できる
- ・銀行通帳のコピーや、不動産の登記事項証明書等を財産目録として遺言に添付できる
- ・作成した財産目録には、全部に署名押印をしなければならない

2019年1月13日からの施行ですので、この日以降に作成したものから上記方式による自筆証書遺言は有効となります。ただし財産目録以外は現行通り、遺言者が全文、作成した日付、氏名を自書したうえで押印することが求められます。

遺言を作成されている方はまだまだ少ないのが相続の現場の実情です。今回の改正により自筆証書遺言は使い勝手が数段良くなりますので、遺言の作成をはじめたり、すでに作成されている方は内容を見直すよい機会となるでしょう。家族で相続について話し合う場を設け、家族思いの相続対策・準備を行うきっかけとしてはいかがでしょうか。



改正相続法レポート② 「自筆証書遺言の保管制度」の創設

前回掲載しました「自筆証書遺言の方式緩和」に続き、今回は2018年7月の相続法改正における「自筆遺言証書の保管制度」についてお話しします。保管制度は2020年7月10日が施行期日ですので、それまでは現行通りとなります。新制度のポイントとあわせて現行の注意点も確認しておきましょう。

自筆証書遺言は自分だけで作成できるものの、どこに保管するかが悩ましい問題でした。大切なものだけに、簡単に見つかるようなところには置かないものです。そういった事情から、自筆証書遺言には下記のようなデメリットがあります。

- ・相続発生後に遺言書が見つからない、そもそも遺言書があるか分からない
- ・破棄や改ざんのリスクがある

その他、相続発生後に家庭裁判所で「検認」を受ける必要がある、遺言が法的要件を満たしておらず無効となるおそれがあるといった点も、デメリットとして挙げられます。

これらの不都合を解消するため、「自筆証書遺言の保管制度」が創設されました。2020年7月10日までにこの制度はスタートし、法務局で自筆証書遺言の原本を保管してもらうことができるようになります。具体的には以下の通りです。

- ・法務局に自筆証書遺言の保管の申請を、遺言者の住所地または本籍地を管轄する法務局に申請することができる
- ・自筆証書遺言の要件が満たされていることを確認してもらえ、家庭裁判所による検認手続きが不要となる
- ・原本は磁気ディスク等でも保存され、相続発生後、相続人等は全国の法務局で自筆証書遺言の有無を確認できる
- ・自筆証書遺言の有無の確認や閲覧等がされると、相続人全員に自筆証書遺言を保管している旨の通知がなされる

新制度がはじまることで、これまでの多くのデメリットが解消されることとなります。ただ、法務局では遺言要件を満たしているかの事務的な確認はしてくれますが、遺言の内容へのアドバイスまではしてくれません。例えば相続人間の取得する財産のバランスや遺留分の問題、相続税の特例を適用できるか、共有等の不動産の問題や事業承継といった点については、遺言者自身で検討することが必要です。ご相続発生後に思いがけない事態とならないよう、専門家の手を借りながら作成されると良いでしょう。

また、保管の申請時は、遺言者本人によって作成されたものであることを確認するため、遺言者自らが法務局に出頭することが必要です。やはり遺言書の作成は元気なうちにということですね。



改正相続法レポート③ 遺留分制度の見直し

今回は2019年7月1日に施行の遺留分制度の見直しについてお話しします。

例えば被相続人が「私の財産を全て長男に相続させる」という遺言書を作成していた場合、長男以外の相続人は何も相続できないことになります。そこで民法は、法定相続人が最低限相続できる取り分を「遺留分」として保障しています。このケースでは、長男以外の相続人の遺留分の割合は、法定相続分の2分の1となります。なお、直系尊属(親や祖父母)のみが相続人の場合は、法定相続分の2分の1の割合が遺留分となり、兄弟姉妹が相続人となる場合には遺留分はありません。

まずは改正前の遺留分制度の問題点をみていきましょう。改正前においては、遺留分を請求する権利のことを遺留分減殺請求権といいます。この遺留分減殺請求権を行使することにより、遺産には共有関係が生じます。特に不動産が共有になると、共有者間で意見が合わなければ売却や有効活用を進められないといった、大きな制約を受けることとなります。共有解消をめぐり争いとなれば、早期解決はなかなか難しいでしょう。

また遺留分減殺請求がなされることで、受遺者に財産を与えたいという遺言者の意思も尊重されないこととなります。事業承継においては、後継者に集中して相続させようとした自社株式が相続人間で分散することで、後継者の持株比率が低下する可能性もあり、円滑な承継において大きな支障となってきました。

そこで改正法では、「遺留分減殺請求権」から「遺留分侵害額請求権」へ変更し、遺留分侵害額請求権を行使することにより、生ずる権利を金銭債権化しました。これにより遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求し、金銭で精算できるようになります。

遺留分減殺請求権の行使により生ずる共有関係を回避できるだけでなく、この財産を与えたいという遺言者の意思も尊重できるようになりますので、事業承継においても自社株式や事業用資産を後継者に円滑に承継できるようになります。

なお金銭の支払いに時間がかかるケースも想定し、この侵害額の支払いを一定期間猶予してもらうよう、裁判所に請求できるとされています。

また改正前においては、相続人に対する特別受益としての生前贈与については、相続開始の何年前になされたものであっても、遺留分の算定にあたっては基本的に財産に含めるとされてきました。

改正法では、相続人に対する特別受益としての生前贈与については、相続開始前の10年間にされたものに限り算入することとなります。相続人以外の者に対する生前贈与は、相続開始前の1年間にされたものに限り算入されます。これにより例えば事業承継においては、早期に自社株式を後継者に生前贈与しておけば、10年を経過すると遺留分の問題は生じないこととなります。今回の改正を機に、早期の贈与による対策を検討してみたいはいかがでしょうか。



改正相続法レポート④ 「特別寄与料の請求」制度の新設

今回は今年の7月1日に施行された「特別寄与料の請求」の制度についてお話しします。この制度の新設により、相続人でない親族による療養看護などの貢献が配慮され、財産をもらえることとなりますが、遺産分割や相続税においては注意も必要です。

「特別寄与料」についてお話しする前に、まずは「寄与分」について確認しておきましょう。

「寄与分」は今回の改正前から定められており、被相続人の財産の維持または増加に特別の貢献をした相続人がいる場合に、その相続人はその分多く財産をもらえる制度です。

問題は、「寄与分」はあくまで「相続人のみ」に認められている点です。相続人でない人は、被相続人の介護に尽くしても、遺産分割協議に加わり相続財産を取得することはできません。例えば、相続人である長男の妻がどんなに介護に尽くしたとしても、相続財産をもらうことはできません。長男の妻が財産をもらうためには、被相続人が遺言書を書くなどしなければならず、長男の妻自身は遺産分割について何も主張することができないのです。

そこで改正法では、このような不公平を解消するために、一定の親族が通常を超え無償で被相続人の療養看護などを行った場合、「特別寄与者」として相続人に対して金銭の支払いを請求できるようになります。ただし、認められるのはあくまで特別寄与料の請求権ですので、特別寄与者は遺産分割協議に加わることはできません。

特別寄与料の支払いについて協議が調わない場合は、家庭裁判所に対して協議にかわる処分の請求をすることができます(相続開始および相続を知ったときから6ヶ月、相続開始時から1年以内に限る)。

なお、特別寄与料をもらった人は相続税の対象となるため、相続税の申告をしなければなりません。相続人ではないため、相続税の2割加算がある点なども注意しましょう。

特別寄与料を請求する際には、自分が負担した費用の領収書の他に、病院に付き添ったりした記録、介護の時間などの資料を揃えたうえで、相続人に請求することになります。介護記録をつけておくことも必要でしょう。

しかし実際に資料を揃え特別寄与料を請求したとしても、介護などに費やした肉体的・精神的に大きな負担を相応に対価に反映させるのは、なかなかハードルが高いと考えられます。親族の間では一定の扶養義務があるため、親族による介護は扶養義務の範囲内とみなされることが多いのが実情です。金額を算出するとしても、ヘルパーに頼むといくらといった程度となるかもしれません。

また、請求される相続人の側としては、払いたくないというのが本音でしょう。特別寄与料を請求されれば、相続人が受け取る相続財産は少なくなります。特別寄与料の請求により、親族と相続人間の争いに発展することも懸念されます。

特別寄与料の請求の制度新設は、貢献度に基づく相続という点で大きな変化といえますが、被相続人に尽くした親族に公平に財産を譲るためには、やはり遺言書の作成が重要です。相続人も納得がいくように、面倒をみてくれた親族への感謝の気持ちを表しておくことが大切です。



改正相続法レポート⑤ 「配偶者居住権」制度の新設1

今回は来年2020年4月1日に施行される「配偶者居住権」についてお話しします。相続法改正の大きな目玉ともいえますので、施行前に内容の確認をしておきましょう。

配偶者の一方に相続が発生した際、残された配偶者はこれからも住み慣れた自宅に住み続けたいと思うものです。また、自宅とは別に今後の生活資金も確保できるのかと不安になることもあるでしょう。自分亡き後に配偶者が安心して暮らせるように、生前に配偶者に配慮した遺言を作成したり、生命保険で生活資金の確保を図るといった方策を講じておくこともできます。ただこうした相続の対策をしていない人が多い背景から、残される配偶者の生活保障のために配偶者居住権が新設されることになりました。

まずは現行法のもとで起こりうる事態をみてみましょう。例えば被相続人Aさんの相続人は妻と長男、相続財産は①自宅(土地建物)3,000万円、②預貯金2,000万円、遺産総額5,000万円である場合、妻と長男の法定相続分はそれぞれ2,500万円ずつとなります。法定相続分通りとなると、妻が3,000万円の自宅を相続すると預貯金はすべて長男が取得することになるうえ、代償金として長男に500万円を支払わなければなりません。結果として、妻は住まいを確保できますが、老後の生活資金が不足するおそれが生じます。

Aさんの遺産総額 5,000万円 内訳:①自宅 3,000万円 ②預貯金 2,000万円	妻の取得分	自宅の土地建物	3,000万円
		長男へ支払う代償金	▲500万円
	長男の取得分	預貯金	2,000万円
		母親から受ける代償金	500万円

こうした事態が起こる原因は、不動産の所有権は評価額が高いため、財産に占める割合がどうしても高くなる点にあります。そこで改正法では、配偶者居住権は所有権のうち使用収益権のみが与えられたものとして、所有権と分けて相続できるようにしました。使用収益権のみですので、配偶者居住権の価額は所有権よりも下がります。

先ほどの例でみてみましょう。仮に配偶者居住権の評価を、所有権の2分の1であるとします。妻が配偶者居住権を取得すると、配偶者居住権1,500万円の他に、預貯金1,000万円を取得することができます。つまり配偶者は住まいの確保をしつつ、他の金融資産等を取得することにより生活資金も確保することが可能になり、老後の生活の安定化を図ることができるようになるのです。

Aさんの遺産総額 5,000万円 内訳:①自宅 3,000万円 ②預貯金 2,000万円	妻の取得分	配偶者居住権	1,500万円
		預貯金	1,000万円
	長男の取得分	配偶者居住権付所有権	1,500万円
		預貯金	1,000万円

このように改正法では、配偶者の権利拡大とともに、家族関係の多様化により増えてきた相続人間の争いの解消が図られています。次回は配偶者居住権についてもう少し詳しくお話しします。

～家族信託(民事信託)～ 人生100年時代への備えは万全ですか？

I. 預金凍結は厄介な社会問題

平成が終わり令和を迎えた今、人生は80才で終わらず、「もしかしたら100才まで？」という時代になるのでしょうか。追加の20年は認知症の問題が気になります。認知症になると今まで貯めてきた老後資金が凍結されてしまうのです。時代は明らかに変わってきています。

II. 動かせないお金にいませんか？

人生百年時代。お金の備えは欠かせません。でも、本人でないと、解約できない金融商品に換えていませんか。定期預金、生保、投資信託……。認知症になったら、解約できなくなります。老後のために貯めてきたお金が自分のために使えなくなります。

III. 老後のための大切なお金を

定期預金、株式・投資信託、生命保険、不動産……のままですか？
本人が認知症になったら、家族が行っても「定期預金」は解約できません。自宅・アパート等の資産管理・活用・処分もできません。銀行も郵便局も、「認知症なら成年後見人を付けてもらうしかないですね」……と言われます。

IV. 成年後見人に家族はなれない

家族が後見人になれるのは3割以下。本人に資産の額や種類が多い場合等、家庭裁判所は職業後見人を選任します。その後、後見報酬は年間24万円～72万円ぐらい。後見は本人が亡くなるまで続きますから数百万円の負担になります。成年後見制度はとても大きな負担がかかる制度です。

V. 家族信託(民事信託)というものがある

家族信託とは、家族による家族のための財産管理手法です。本人が認知症になっても、自宅、収益不動産、現金等を第三者(成年後見人、家庭裁判所)から、干渉されることなくご家族で相続対策、老後の生活プランを自由に計画し、実行することができます。家族信託は、本人が元気なうちに家族で契約を結びます。本人のお金や不動産を家族などに託して、本人のために出し入れしてもらう財産管理手法です。

VI. 自分の未来を読んで決断を

【先を読む力】・・とは、100年時代を生き抜く大人の教養ではないでしょうか。
「私もそうなるかもしれないから、どうしようもなくなる前に手を打っておこう。」
転ばぬ先の杖をイメージした上で、家族信託(民事信託)を使いましょう。リスクの高い高齢時代を、「家族に頼るか」、「他人に頼るか」、そういう選択になります。



家族信託で不動産オーナーの問題を解決

家族信託とは

家族信託とは・・・家族に財産を託し、自分のために管理してもらう方法

家族信託を行う最大のメリットは

「認知症になっても財産の管理や処分等の行為を家族が行うことができる」ことです。

もう一つのメリットは

「次の受益者を指定することができる遺言機能」があります。
これらにより家族信託を行うことで「認知症対策＋相続対策」となります。

浦和家の活用事例

近年、相続にまつわるトラブルの多くが、親が認知症のケースです。
両親が元気なうちに「家族信託」という契約を結び、トラブルを防いだ一例です。

浦和さくら(長女)さんは、父親に認知症の兆候が出始めているため、将来介護施設への入所を考えています。

さくらさんは長女、実家の近くのマンションに家族4人で暮らしています。

弟(長男)は大阪に転勤しており、当てに出来ません。

両親の老後が自分にかかっています。

介護費用をどう捻出するかが目下の悩みの種です。

実家は両親の共有名義、アパートは父親名義。

ずっと何も考えないでできてしまいました。



両親の認知症が進んで判断能力が低下すると、本人の資産は事実上凍結され、預貯金の引き出しや不動産の管理・運用・処分ができなくなってしまうこと、

さらにこれらの行為を行いたい場合、成年後見制度を利用しなければならないこと、

をセミナー参加により知りました。

遺言だけでは不十分。生前の財産管理も必要と分かりました。

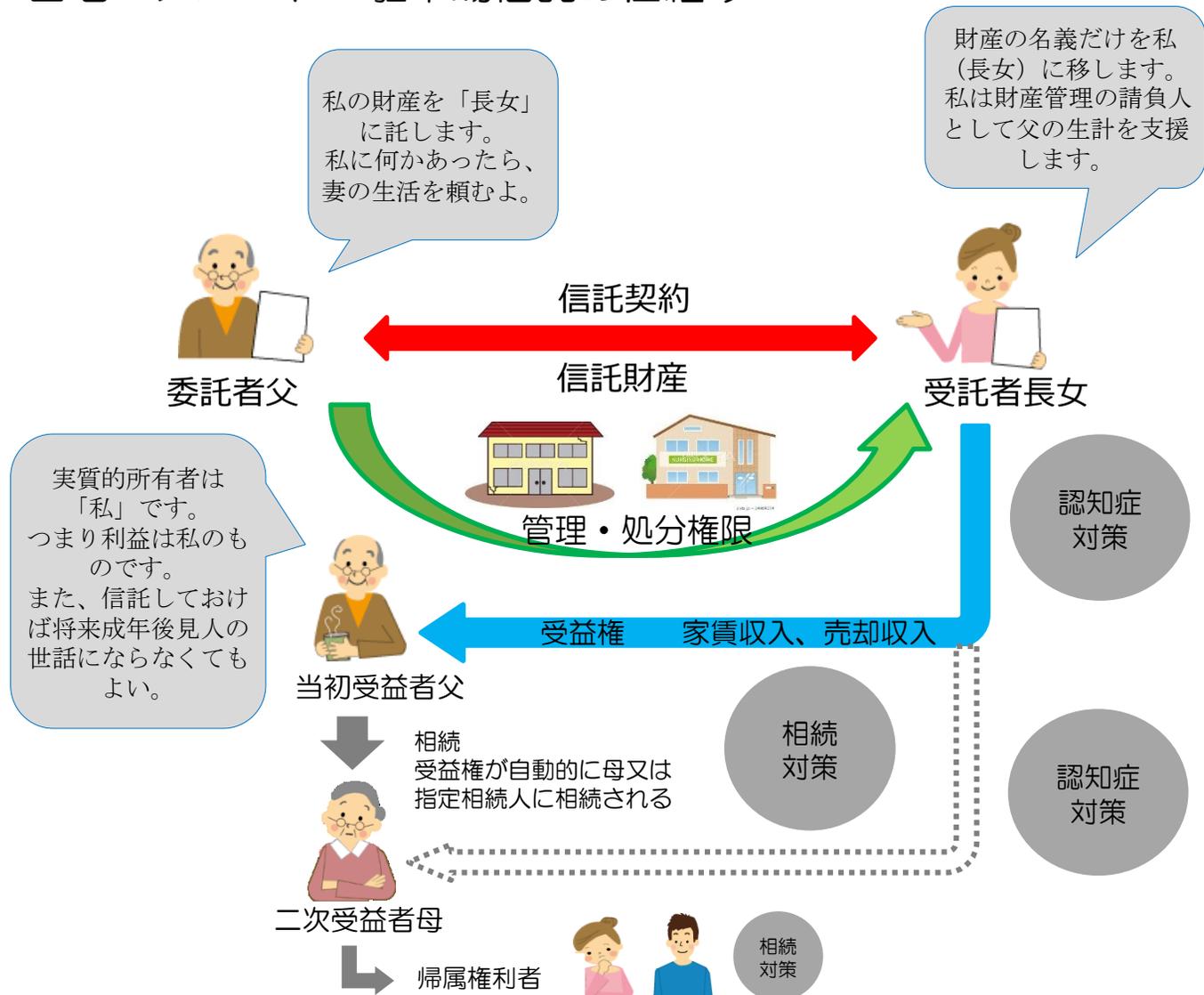
その落とし穴にはまらないように、何か対策をしなければいけないと。

そこで、浦和家は「家族信託」の契約を交わし、自宅・アパートの管理や運用を長女の名義で行えるようにしました。

結果、両親2人が将来認知症になっても安定したアパート経営(収入確保)と介護費用の捻出が出来るようになりました。また実家の空き家対策も行なえることに気がきました。

頼りにならない弟も賛成してくれて、これからは家族信託に協力してくれることになりました。さくらさんは「家族信託」をすることで親子の絆、疎遠になりがちな姉弟の関係がより深まることに気がきました。

自宅・アパート・駐車場信託の仕組み



重要

何の準備もしていないと こんなトラブルに！！

- 銀行口座の凍結
認知症になってしまったら銀行口座は事実上凍結され、家族でも預金を自由に引き出せなくなってしまいます。
- 不動産の管理・活用・処分ができない
認知症になってしまったら管理している不動産を管理・運用・処分することができなくなります。
- 資産が家庭裁判所の管理下に
預金の引出しから、ご自身の資金の使用用途、家族の生活費、その他法律行為は、他人の法定後見人（弁護士や司法書士による職業後見人）または任意後見監督人のもと、家庭裁判所の管理下で行われるようになってしまいます。するとご家族の思い通りの資産管理が出来なくなります。

こうなってしまうまえに、手を打ちましょう。

家族信託（民事信託）の相談窓口 お気軽にご相談ください。
一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
民事信託 担当 長岡 滋 ☎048-711-9183



弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「民法改正その1」

<平成28年の最高裁判例と、預貯金の遺産分割前の仮払い制度の創設について>

- 1 民法改正では、遺産分割前でも一定額であれば仮払いを認める制度の創設が提案されました。これについては次回に説明することにし、今回は平成28年の最高裁判例に関連し、民法改正までの遺産である預貯金の払戻し請求に関する問題点をお話します。
- 2 遺産である預貯金については、従来は、相続開始と同時に相続分に応じて分割され、それぞれの相続人が単独で相続分を金融機関に払戻し請求することができ、遺産分割の対象にならないとされてきました。
 - (1) これまでも全員が遺産分割協議で合意すれば預貯金も自由に分割できましたが、話し合いが決裂した場合は、民法の法定相続分に従い、例えば、配偶者が1/2、残りの1/2を子供の数で等分に配分するとされ、預貯金以外にめぼしい財産がない場合で分割協議が整わないと、生前に多額の現金贈与を受けていた者が得をする不公平感が残る遺産配分となってしまうことがありました。
 - (2) 最高裁(三)判決平成16年4月20日なども「預貯金は当然、法定の相続割合で分けられる」と判断していました。
- 3 しかし、最高裁(大法廷)判決平成28年12月19日は、従来の判例を変更し、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象になるとしました。
 - (1) 法定相続の場合は、預貯金は可分でなく、遺産共有となって分割の対象となり、共同相続人が分割承継することはないので、各相続人は単独で金融機関に対して払戻しを請求することはできないことになりました。
 - (ア) 相続開始後、遺産分割がなされるまでは、預貯金が凍結され、相続人の一人が払戻し請求をしても、金融機関はこれを拒むことができることが明確になりました。
 - (イ) そうすると、被相続人に預貯金以外に支払いに充てる資金がない場合に、相続人がその預貯金を使えないので、相続債務や葬儀等費用を支払えず、困った事になります。例えば、被相続人から

生活費や学資を負担して貰っていた子供や援助を受けていた病氣療養中の者の治療費を貰えず、また納税・公共料金の支払いなどができなくなります。

(2) 預貯金の払戻しができない問題を解決するには、次の方法があります。

(ア) 相続財産の一部だけを対象とする遺産分割を成立させるという方法です。ただし、これは相続人全員の同意を必要とします。

a) 相続人の1人が行方不明である場合は、遺産分割の合意ができません。

b) その場合の解決方法として、失踪宣告や不在者財産管理人の選任があります。

c) また、相続人が認知症のため判断能力が低下し意思能力が欠けている場合は、遺産分割に参加できないので、家庭裁判所で成年後見人の選任をして貰い、後見人が遺産分割に参加する方法を講じることができます。

(イ) 法律の制度としては、まさにこのような緊急時の制度として、家庭裁判所の判断で、遺産分割の審判を本案とする仮分割の仮処分で決定して貰うことができます(家事事件手続法200条2項)。

4 相続人全員による遺産分割協議などの余計な手続を回避するためには、遺言書を作成し、その中で預貯金等の承継方法を特定しておくことです。

(1) 遺言書で分割方法の指定している場合は、承継される金額が定まります。

(2) その場合は、その遺言に抵触する他の遺言がないこと、遺言の有効性について紛争・疑義が生じていないことが前提となります。

(ア) 通常は、預貯金も含めてすべての遺産について承継方法を記載しておきます。しかし、一部の預貯金について遺言への記載が漏れていたというケースが実際に起きたことがあります。

(イ) この場合は、記載漏れの預貯金は、遺産共有となって分割が必要になります。

(ウ) 平成28年判例の前であれば、預貯金は遺言への記載漏れがあっても、原則的に遺産分割は不要で、各相続人が各自の法定相続割合の金額を払い戻すことができました。しかし平成28年判例の解釈によって、現在ではすぐに預貯金の払戻しはできないのです。

(3) 遺言書を作成する場合は、少なくとも、相続開始後直ちに必要となる資金を預貯金から引き出せるように、預貯金を誰に取得させるかなどを明確に規定し、想定外のことが生じないような対策を取っておく必要があります。



弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「民法改正その2」

<預貯金の遺産分割前の仮払い制度の創設について>

- 1 今回は、相続人全員による遺産分割協議を要する場合の預貯金の仮払い制度についてお話しします。民法改正法案は、平成30年7月6日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」として可決成立し、令和元年7月1日から施行されました。今回は「民法改正」<平成28年の最高裁判例と、預貯金の遺産分割前の仮払い制度の創設について>とし、最高裁判例に関連し、民法改正までの遺産である預貯金の払戻し請求に関する問題点をお話ししました。
- 2 遺産である預貯金については、従来は、相続開始と同時に相続分に応じて分割され、それぞれの相続人が単独で相続分を金融機関に払戻し請求することができ、遺産分割の対象にならないとされてきました。しかし、最高裁(大法廷)判決平成28年12月19日は、従来の判例を変更し、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象になるとしました。そのため、相続開始後、遺産分割がなされるまでは、相続人の一人から払戻しを請求しても、金融機関はこれを拒むことができることが明確になりました。
 - (1) 法定相続の場合は、預貯金は可分でなく、遺産共有となって分割の対象となり、共同相続人が分割承継することはないので、各相続人は単独で金融機関に対して払戻しを請求することはできないことになりました。
 - (2) そうすると、被相続人の借金、葬儀費用や残された家族の生活費などの緊急に必要となるお金についても、遺産分割が終了するまでは金融機関から引き出しができないと困った事になってしまいます。
 - (3) そこで、相続発生後に生じていた相続人の資金不足を解消するために、相続法を改正して遺産分割協議の合意がなされる前でも、金融機関から預貯金を引き出せる2つの「仮払い制度」が改正・創設されました。
- 3 そこで、民法改正法は、遺産分割前でも一定額であれば預貯金の仮払いを認める制度として、次の2つの手続きを創設しました。

(1) 金融機関の窓口へ直接請求する方法

- (ア)相続人の一人が、金融機関の窓口へ行って仮払いの請求をする場合、＜相続開始時の各口座の預貯金残高×3分の1×その相続人の法定相続分＞を基準額とし、法務省令で定められる金額（金融機関ごとに150万円とされている）を上限額とし、払戻請求ができるとされています。
- (イ) 仮払いを受けた場合は、その相続人が遺産の一部分割で取得したとみなされ、後日の遺産分割の際に具体的な相続額から差し引かれます。
- (ウ) その相続人が、実際の相続分を超えて預貯金の払い戻しを受けていた場合は、他の相続人から超過分の清算を求められます。

(2) 家庭裁判所の保全処分による「仮分割の仮処分」を利用する方法

- (ア)家庭裁判所に遺産分割の審判または調停を申し立てた上、保全処分として、仮払いの必要性を疎明して預貯金の仮払いを申し立てると、その判断により他の共同相続人の利益を害さない範囲内で仮払いが認められます。
- (イ)この場合、裁判所は、上限金額なしに払い戻しを認めることができますが、相続人間の公平を図る観点からすれば、実際には当該相続人の法定相続分の範囲内となる可能性があります。
- (ウ)しかし、家庭裁判所への申し立ては、その手続きが煩雑な上、コストや時間が掛かるデメリットがあります。

4 前回は述べたように、遺産分割協議などの手続を回避するためには、遺言書を作成し、相続開始後直ちに必要となる資金を預貯金から引き出せるように、預貯金の取得者等を明確に規定しておき、想定外のことが生じないような措置を取っておくことが必要です。一部の預貯金に記載漏れがあると、その預貯金は、遺産共有となって分割が必要になりますので注意を要します。

- (1) 遺言書の作成は、専門家に相談し、自らの意思に即した「遺言公正証書」としておくことが大事であると思われます。
- (2) 遺言書の作成に当たっては、「遺言執行者の指定」を忘れないようしてください。



2018年7月以降

埼玉県相続サポートセンター セミナー開催実績・予定

開催日	セミナー名	講師	内容
偶数月 下旬開催	無料相談会	埼玉県相続サポートセンター 相続コーディネーターが ご相談に応じます。	相続や不動産に関する 無料相談会
2019年 2月11日開催 (毎年2月開催)	確定申告 無料相談会	埼玉県相続サポートセンター の提携先の税理士がご相談に 応じます。	相続・不動産に関する確定 申告無料相談会 (相続税・贈与税・譲渡所得 税・不動産所得税のご相談)
2019年 4月21日開催 6月7日開催 8月27日開催	～財産管理セミナー～ 認知症になる前に準備したい 家とお金の話	埼玉県相続サポートセンター 【家族信託コーディネーター】 長岡 滋	高齢期の財産管理のポイント 「家族信託」の内容について
2019年 7月9日開催	～いきがい大学セミナー～ 元気なうちにやっておきたい 相続の準備	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	相談発生後の手続き 今からできる相続の準備 改正相続法のポイントなど
2019年 9月26日開催	～相続対策特別セミナー～ 人生100年時代に備える！ 相続と介護の準備	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保 ヴィプロ株式会社 【有料老人ホームコーディネーター】 成相 早苗 氏	財産リストの作り方 高齢者向け住まいの費用と 選び方について

2018年7月以降

相続学校さいたま校 セミナー開催実績・予定

開催日	セミナー名	講師	内容
2018年 7月29日 11月27日 2019年 5月28日	相続学校 初級講座 「相続のきほん」編 (初級レベル)	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	今からできる相続対策や相続 発生後の手続きについて
2018年 8月31日 2019年 1月22日 7月29日	相続学校 初級講座 「相続税のきほん」編 (初級レベル)	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	相続税改正の概要、相続税の仕 組み、相続税の計算方法、相続 財産の評価方法など
2018年 9月11日 2019年 3月31日 9月3日	相続学校 初級講座 「遺言書のきほん」編 (初級レベル)	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	遺言の基礎知識や作成方法等
2018年 12月17日	相続学校 初級講座【特別編】 「賢い生前贈与のきほん」 (初級レベル)	村田顕吉朗税理事務所 税理士 村田顕吉朗 氏	相続対策になぜ生前贈与が役立 つのか、相続税と贈与税の違い 等を紹介

Information

無料相談会・セミナー開催のお知らせ

無料相談会 開催予定

会場：浦和コミュニティセンター（浦和駅東口 パルコ10階）



相続・不動産に関するご相談 承ります（要予約）

浦和のCOMUNAにて無料相談会を開催しています（お一人様約1時間）

相続税評価額（相続税額）の妥当性／不動産売却価格の妥当性／借地権の売却査定額の妥当性
貸宅地の売却・処分方法の相談／中古アパートの建替え・売却のご相談なども承ります。

2019年 8月30日（金） 第1集会室 13時00分～17時00分

次回セミナー 開催予定

会場：浦和コミュニティセンター（浦和駅東口 パルコ10階）

～財産管理セミナー～

認知症になる前に準備したい家とお金の話【参加無料】

2019年 8月27日（火） 第9集会室 13時30分～15時40分

講師：埼玉県相続サポートセンター 家族信託コーディネーター 長岡 滋

相続学校 初級講座「遺言書のきほん」

2019年 9月3日（火） 第5集会室 13時30分～15時40分

講師：埼玉県相続サポートセンター 相続コーディネーター 古丸 志保

遺言の基礎知識や遺言の作成方法など、“相続対策としての遺言”“使える遺言”について分かりやすく解説します。（受講料：1,000円）

～相続対策特別セミナー～

人生100年時代に備える！相続と介護の準備【参加無料】

2019年 9月26日（木） 第7集会室 13時30分～15時40分

講師：埼玉県相続サポートセンター 相続コーディネーター 古丸 志保

ヴィプロ株式会社 有料老人ホームコーディネーター 成相 早苗 氏

浦和コミュニティセンター地図



会場：浦和コミュニティセンター

【浦和東口徒歩1分 パルコ10階】

さいたま市浦和区東高砂町11番1号

お問い合わせ・ご予約は
埼玉県相続サポートセンターまで

TEL 048-711-9183

FAX 048-711-9151



一般社団法人

埼玉県相続サポートセンター スタッフ紹介



相続コーディネーター
不動産コンサルティングマスター
井田 泰史

出身地:群馬県伊勢崎市
経歴:平成元年3月 明治大学法学部法律学科卒業
平成元年4月 足利銀行に入行
退職後、(一社)埼玉県相続サポートセンター理事に就任
資格:宅地建物取引士
CPM(米国公認不動産経営管理士)
相続アドバイザー協議会認定会員上級アドバイザー
不動産コンサルティングマスター 登録番号(1)第30419号
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP)
底地借地アドバイザー / 日商簿記2級

元銀行マンの経験を活かし、資金調達や不動産の有効活用、相続税対策としての不動産の評価額の引き下げ提案等、あらゆるニーズにお応えします。権利関係の調整や底地借地の整理等、多種多様な不動産実務に取り組んでおります。不動産相続の巧拙が、相続税額や不動産承継に大きく影響する時代です。まずはご相談を…！

出身地:埼玉県春日部市
経歴:平成6年3月 明治大学法学部法律学科卒業
商社・司法書士事務所を経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資格:宅地建物取引士
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP)
相続アドバイザー協議会認定会員アドバイザー



相続コーディネーター
中澤 勝己

ご相談者である相続人様のご意思は当然ですが、亡くなられた被相続人の方のお気持ちも感じ取りながら、ご家族皆様が幸せな相続を行えるよう、お手伝いをしたいと考えております。お気軽にご相談下さいませ。



相続コーディネーター
岡部 拓生

出身地:埼玉県さいたま市
経歴:平成7年3月 明治学院大学法学部政治学科卒業
新築マンションのデベロッパーを経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資格:宅地建物取引士
賃貸不動産経営管理士

不動産売買に携わる中で、相続をきっかけとする方は多くいらっしゃいました。十人十色のご事情を伺う中で、売買という選択肢に限らず、有効活用などそれぞれのお客様にとってよりよい選択肢をご提案できるよう努めます。

窓口ひとつでトータルサポート！

相続に関する様々な手続き・問題に対し、必要に応じ各専門家と協力して、お客様のお悩みの解決に向け様々なサポートを致します。



相続コーディネーター
長岡 滋

出身地: 東京都葛飾区
経歴: 平成25年9月 某大手不動産会社 定年退職
現在(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資格: 宅地建物取引士、CPM(米国公認不動産経営管理士)
NPO法人相続アドバイザー協議会認定会員 上級アドバイザー
家族信託コーディネーター(一社)家族信託普及協会会員
事業承継・M&Aアドバイザー(一社)金融財政事情研究会認定
2級ファイナンシャル・プランニング技能士、パーソナルコーチ(GCS認定コーチ)

これからの財産管理・承継の一手法である「家族信託」を担当させていただきます。従来は、「元気な時」、「認知症になって判断能力が無くなったとき」、「相続が開始したとき」、「さらに次の相続が開始したとき(2次相続)」、これらのライフステージごとに別々の財産管理をしていました。しかし、「家族信託」ならすべてのライフステージの財産管理・承継を一個の家族信託の契約でカバーすることができます。ただし、元気な時に、「家族信託」の契約をしておくことが必要です。

出身地: 埼玉県北本市
経歴: 平成16年3月 日本大学法学部法律学科卒業
法律事務所、不動産会社を経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資格: 宅地建物取引士
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP) / 行政書士試験 合格
相続アドバイザー協議会認定会員 アドバイザー
生命保険募集人(登録先: 東京海上日動あんしん生命保険株式会社)



相続コーディネーター
古丸 志保

何から始めたら良いかわからない生前対策、なかなか進められずに困った相続手続きなどのご相談に分かりやすくお答えし、ご家族の皆様の円満相続にむけて、お手伝いをさせていただきます。
どうぞお気軽にご相談ください。

特別顧問

青木幹治法律事務所
弁護士 **青木 幹治**
(元浦和公証センター公証人)



宮城県白石市の蔵王連峰の麓にて出生。
埼玉県蓮田市在住。
東京地検を中心に、北は北海道の釧路地検から、南は沖縄の那覇地検に勤務。
東京地検特捜部検事、内閣情報調査室調査官などを経て、最高検察庁検事を最後に退官。
検察官時代は、脱税事件を中心に捜査畑一筋。
平成18年よりさいたま地方法務局所属公証人。
平成28年に公証人を退任し、青木幹治法律事務所を開設。
(一社)埼玉県相続サポートセンターの特別顧問に就任。
座右の銘は「為せば成る」

最近のニュース等で、アクセルとブレーキの踏み間違いなど高齢者による交通事故が日々報道されています。既に社会問題化としており、政府も高齢ドライバー専用の新しい運転免許をつくることを検討しているそうです。日本経済新聞で「高齢者向け新運転免許」との見出しで大きく報じているほか、産経新聞や東京新聞なども同様の記事を掲載しています。

報道によりますと、政府が検討している「高齢の運転者向けの免許制度」は、75歳以上を想定し、衝突などの危険を察知した際に自動的にブレーキをかけるなど安全機能がついた車種のみ運転できるようにするようです。ただ、75歳以上の免許更新の際に義務化させるのではなく、選択制とするようです。

さて、「まどか」をお読み頂いている読者の皆様も、身近で自動車免許を返納するかどうかで迷っている方がおられるのではないのでしょうか？

事故を起こす危険な兆候として、次の4点があるようです。

- ①車庫入れで斜めに停止してしまふ、ハンドルを切り返す回数が増えている
- ②車体によく傷がついている
- ③高速道路の利用や車線の合流が怖く感じる
- ④急発進や急ブレーキ、急ハンドルなど運転が荒くなった(と言われるようになった)

ただし、自動車を運転する事で認知症予防が図れたり、買い物や旅行を楽しみながら、明るく健やかな老後を過ごせる事も事実であると思われます。運転に欠かせない高度な判断力や空間認知能力は個人差もあるものです。上記に記載した兆候を話題にしつつ、身近な人の意見を聞きながら判断なされてはいかがでしょうか？



令和元年8月吉日

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
専務理事 井田 泰史

MAP



浦和駅西口より徒歩3分

お問い合わせ

電話番号：048-711-9183

FAX番号：048-711-9151

受付時間：10時00分～18時00分
(水曜定休)

※ご相談は土日祝日も受け付けて
おります(要予約)

【面談場所】

浦和駅西口 徒歩3分
エイパックス
タワー浦和
オフィス西館 307

ご来社の際は、事前にお電話にて
ご一報くださいませ。

隔月開催 不動産・相続の無料相談会

埼玉県相続サポートセンターでは、隔月に「不動産・相続の無料相談会」を浦和コムナーレにて開催しております。また、常時個別相談も承っております。

我が家は相続税の対象になるの？
不動産の相続対策、何をしたらよいの？
相続した不動産を売却・活用したい！

コーディネーターが、相続・不動産のお悩みに個別にお答え致します！

こころをつなぐ 想いをつなぐ
円満相続情報マガジン
「まどか」第9号

令和元年8月吉日 発行

著者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
発行責任者 代表理事 高田 茂
編集責任者 古丸 志保
発行所 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1
エイパックスタワー浦和オフィス西館307
TEL 048-711-9183
FAX 048-711-9151



一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター